

年 組
保護者様

練馬区立谷原中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。 ※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者が記入のうえ、学校に提出してください。

学校感染症と出席停止の基準			
種別	病名	出席停止の期間	
第種	鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで (病気がなおるまで)	
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで	ただし、病状により学校医その他医師が感染の恐れがないと認め た時は、この限りでは ない。 (新型コロナウイルス感染症を除く)
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消えるまで	
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日かつ症状が軽快した後1日経過するまで (無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで)	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ・細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)		
その他 ()			

キ リ ト リ

登 校 届

令和 年 月 日

練馬区立谷原中学校長様

病名 _____ 病 (医) 院名 _____

上記の疾病について、 _____ 月 _____ 日 からの加療の結果、医師より登校許可の

診断が出されたので _____ 月 _____ 日 から登校いたします。

_____ 年 _____ 組 生徒名 _____

※保護者が記入して学校へ提出してください。

保護者名 _____